

令和元年9月24日

川西市議会議長

大矢根 秀 明 様

厚生文教常任委員長

平 岡 讓

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和元年9月10日）

1. 議案第60号 川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備PFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

本案は、川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備PFI事業に係る事業契約について、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が変更されることに伴い、契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 今回の金額変更については、新たに契約書を交わすこととなるのか。また、その際の印紙税の取り扱いを伺いたい。

答 変更契約書を交わすこととなり、印紙税は事業者側が負担する。

特記事項

議案質疑資料あり（変更前返済計画と変更後返済計画（半期毎返済額について））

審査結果 原案可決（賛成多数）

2. 議案第68号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案の概要

本案は、10月からの子ども・子育て支援法の改正等による幼児教育・保育の無償化に伴い、関係条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 無償化には就学前障害児の発達支援も含まれるが、本案における教育・保育の給付認定により網羅されていると理解して良いか。

答 就学前障害児の発達支援に係るサービス利用料は、法令に基づき徴収するため、無償化に当たり本市において改正を要する条例はなく、本案には含まれていないが、無償化は幼児教育と同じく10月1日から実施される。

問 今般の無償化は企業主導型を含む認可外保育施設や一時預かり事業等も対象となっており、無償化に伴い利用者の増加が見込まれることから、今後さらに保育の質の確保が課題になると考える。監査や指導など、この点について市としてどのようにチ

ェックしていく考えなのか伺いたい。

答 認可外保育施設に対する指導監査については県が行うこととなっており、立ち入り調査には市も必ず同行している。その際、改善を要する点は指導しており、今後も年1回の巡回に加え、必要に応じて適宜実施していきたいと考えている。

問 これまで保育料に含まれていた副食費については、無償化により今後は各園所が徴収することとなるが、滞納により経営を圧迫することが危惧される。この点に対する市としての対策はどう考えているのか伺いたい。

答 年収360万円未満相当の世帯の子どもや、年収にかかわらず第3子以降の子どもについては副食材料費を免除するなど、支払いが困難な所得階層には一定の配慮がなされている。さらに、保育料自体が無償化となることや、平成30年度決算見込みで99.93%という高水準の収納率に鑑みると、施設の運営に支障をきたすほどの滞納が発生することは考えにくい。しかし、可能性としてはあり得ることから、施設から相談がある場合には、市としてこれまで培ってきたノウハウを踏まえて十分に配慮していきたいと考えている。

問 今回の無償化によって保育需要が高まり、待機児童が増加する可能性があるが、対応策について伺いたい。

答 市としても、無償化に伴い保育ニーズは増大すると見込んでいる。これまでも民間施設の誘致等によって待機児童解消策を講じており、令和2年4月には新たに民間の認可保育施設3カ所で150人の定員増を予定しているが、無償化後にどれだけニーズが増えるのか、実態を確認した上で方策を検討する考えである。

問 認可外保育施設等の利用者は、施設等へ利用料を納付後、3カ月に1回程度市へ利用料を請求することとなっていることから、市の事務が煩雑になることも懸念されるが、いかがか。

答 市ではこれまでなかった事務が新たに発生するため、一定の負担が増えるの見込んでいるが、国から交付される事務費を活用し、臨時職員を雇用することなどにより対応する考えである。

特記事項

配付資料あり（1. 幼児教育・保育の無償化の全体像について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

3. 議案第69号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第2回）

議案の概要

第1表 歳出第3款民生費。第4款衛生費。第10款教育費。

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

① 第3款 民生費

問 生活支援事業において業務委託料713万円を追加しようとしている点について、詳細を伺いたい。

答 生活保護法改正により令和3年1月1日から実施することとなった健康管理支援事業に対応するためのシステム構築費用として今回新たに計上しているものである。

問 現状においても、生活保護受給者は医療扶助により医療機関を受診しているため、ケースワーカーは病状把握が可能であると考えますが、健康管理支援事業に伴う当該システムの構築により、どのような取り組みを進めようとしているのか伺いたい。

答 今回の健康管理支援事業の主眼は生活習慣病の重症化予防であることから、当該システムに現在の生活保護システムの医療データを取り込み、病状等を把握した上で食事や生活習慣といった面に対する指導を行っていくこととなる。現状においても、ケースワーカーは家庭訪問等により受給者の病状を把握し、生活全般に対して支援を行っているが、今回の事業は、専門員を配置し健康管理に特化した支援を行うものである。なお、専門員は保健師等が望ましいと考えているが、少なくとも健康管理に知見がある人材を配置する考えである。

② 第10款 教育費

問 幼稚園運営事業において、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園の副食費に係る補足給付事業補助金569万7000円を計上しているが、対象人数について伺いたい。

答 211人を対象者として見込んでいる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

4. 議案第70号 令和元年度川西市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）

議案の概要

国負担金等の前年度精算に係る償還金と、消費税率改定への対応のためのシステム改修費用を追加する補正。

質疑の概要

問 賦課事業において、消費税率改定等に伴う介護保険システム改修に係る費用として482万9000円を計上しているが、介護報酬の改定等によるサービス利用者への影響について伺いたい。

答 事業者を支払う介護報酬には、人件費や事務費といったサービス提供のための経費が含まれており、このうち課税対象となる経費が消費税率改定の影響を受けることとなるため、介護報酬そのものも増額改定となる。介護報酬が増額されると、要介護度別の支給限度額も増額しなければサービス量が減ってしまうこととなるため、税率引き上げ後もこれまでと同じだけのサービスを利用できるよう、支給限度額も増額改定となる。利用者負担については、介護報酬が増額となることに伴い、わずかではあるが増額することとなる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）